



令和 7 年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【学校給食調理員】

高松市では、会計年度任用職員（学校給食調理員）を、次のとおり募集します。

1 募集の内容

職種・人数	【学校給食調理員】 11 人程度
職務内容	学校給食調理員の主な職務内容は次のとおりです。 ・給食調理用務 ・食器類の洗浄、後片づけ ・調理場及び倉庫の清掃整理 ・調理場周囲の清掃 ・その他給食調理に係る用務
応募資格	重量物の運搬、長時間の立ち仕事などができる体力がある人
受付期間	令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 11 月 7 日（金） （必要人数を確保できた場合、終了します。）
採用日	原則、申込月の翌々月の 1 日
任用期間等	採用日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※実際には学校給食が実施される日を中心とする年間約 200 日程度の勤務です。 ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 ①午前 8 時 30 分～午後 3 時の週 27.5 時間（週 5 日勤務） ②午前 8 時 00 分～午後 3 時 00 分の週 30 時間勤務（週 5 日勤務） ③午前 8 時 30 分～午後 3 時 30 分の週 24 時間勤務（週 4 日勤務、朝日新町学校給食センターのみ） ※勤務先により①～③のいずれかの勤務時間となり、①②については早出等があるため所定の時間数内で時間帯は若干前後する場合があります。 ※休憩 1 時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日・週休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始及び夏季休業等の学校給食を実施しない日
給与等	・時給 1,351 円（地域手当を別途支給。） ※別途、本市規定に基づき交通費相当額が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	6 月と 12 月（最大 2.3 か月分×2） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。
社会保険	健康保険（地方公務員等共済組合等）、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	・高松市立小学校及び高松市立中学校の給食調理場、高松市立学校給食共同調理場（勤務時間：上記①又は②） ・高松市朝日新町学校給食センター（勤務時間：上記③）
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

- 次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第 16 条（欠格条項））
 - 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

<アドレス>

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/saiyo/syokutaku/kaikeinendo/index.html>

2 申込手続

提出書類		①任用申込書 及び ②応募原稿用紙 ※ 記入要領のとおり記入してください。 なお、提出書類はお返しできません。（行政文書として管理し、適正に破棄します。）
提出方法	持参	高松市朝日新町学校給食センター 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
	郵送	高松市朝日新町学校給食センターまで郵送してください。 ■ 必ず「簡易書留」にしてください。 ※ 上記の受付期間内必着。 ■ 申込封筒の表に「会計年度任用職員任用申込」と朱書きし、上記の提出書類を同封してください。
問い合わせ・申込先		高松市教育委員会 保健体育課 学校給食運営係 高松市朝日新町学校給食センター TEL (087)811-6300 〒760-0064 香川県高松市朝日新町 26-25 （問い合わせ受付時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

3 選考方法及び日程について

書類選考及び面接選考（原則、申込月の翌月中旬頃実施）

※面接選考の日程等については、応募者に後日郵送で通知します。

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・1 会計年度内の任用となりますが、勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。（10 会計年度の範囲内）
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5 任用申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名してください。
- ・応募原稿用紙は 400 字以内、手書きで記入してください。